**別記３８　　予防規程（風水害対策の実施計画（例））**

風水害対策の実施計画

第１章 総則

（目的）

第1条　この計画は、〇〇〇〇〇工場（以下「工場」という。）において高潮、浸水、土砂

災害及び強風（以下、「風水害」という。）による被害発生の危険性を回避、低減する

ことを目的とする。

（適用）

第２条 風水害対策は、「平時からの事前の備え」、「危険性が高まってきた場合の応急措置」、

「天候回復後の点検・復旧」について実施計画を作成し、これに基づき行うものとする。

（計画の保管）

第３条 策定した風水害対策の実施計画は、予防規程に添付し、保管するものとする。

（計画の変更）

第４条 想定される風水害リスクと危険物施設の実態を踏まえ、必要に応じて実施計画を見

直すものとする。見直した場合は、予防規程の変更申請を行い、認可を受けるものと

する。

第２章 平時からの事前の備え

（災害リスクの確認）

第５条 工場長は、自治体公表のハザードマップを参照し、工場が浸水想定区域や土砂災害警戒区

域に入っているかどうかや、降雨等に伴う浸水高さ等を定期的に確認するものとする。

|  |
| --- |
| 〇〇事業所で想定される風水害リスク |
| 高潮・浸水リスク | 台風等の発生により、想定される浸水深さ〇ｍ～〇ｍ |
| 土砂災害リスク | 敷地北側の一部が土砂災害警戒区域に該当 |
| 強風リスク | 台風等による屋外設備等の破損危険あり |
| 停電リスク | 停電時も稼働を継続する必要がある設備が一部あり |

（事前対策）

第６条　温度や圧力等を継続することが必要な物品については、停電に備え自家発電設備

 等のバックアップ電源及び当該電源に必要な燃料等を確保する。また、これらの危険

物保安上必要な設備等についても、浸水等により必要な機能を損なうことのないよ

う措置するものとする。

２ 建築物や電気設備等における浸水を危険物保安上防止する必要がある場合には、

土のう、止水板、水密性のあるシャッター（建具型の浸水防止用設備）等を準備す

るものとする。

３　 浸水等により危険物が流出するおそれがある場合には、オイルフェンス、油吸着

材、土のう等の必要な資機材を準備するものとする。

 (訓練の実施)

第７条　定期的に風水害を想定した教育訓練を行い、従業員の習熟を図るとともに、対策

実施に必要な時間を確認してタイムラインとの整合性を確保するものとする。

第３章 危険性が高まってきた場合の応急措置

（防災情報に応じた対応）

第８条　 防災情報（警戒レベル等）に応じた危険物施設の対応を次のように定める。た

だし、施設内で火災、危険物の流出等の被害が発生した場合は、これによらず必

要な対応を講じるものとする。

|  |  |
| --- | --- |
| 防災情報 | 危険物施設の対応 |
| レベル１ | ・防災資機材の整備状況を確認する。・防災情報の定期収集を開始する。 |
| レベル２ | ・全従業員に施設の風水害リスク及び応急措置等について確認させる。・施設の操業停止、規模縮小の準備を開始する。・従業員の避難準備を開始する。 |
| レベル３ | ・防災資機材を使用し、計画に基づく応急措置を開始する。・施設を定期巡回し、応急措置の完了状況等を確認する。・レベル４発令までに施設の操業を停止する。・レベル４発令までに全従業員が安全な場所に避難を完了する。 |
| レベル４、５ | ・安全な場所で待機、情報収集等を継続する。 |
| 警戒解除 | ・施設を巡回し、被害状況等を確認する。・安全が確認できた後、操業を再開する。 |

（情報収集と対策）

第９条　 危険物施設等における被害の防止・軽減を図るため、気象庁や地方公共団体

等が発表する防災情報を注視し、風水害による危険性に応じた応急対策を講じる

ものとする。

２　 従業者等の避難安全を確保するため、十分な時間的余裕を持って作業するも

のとする。

（浸水・土砂対策）

第10条　浸水防止用設備の閉鎖や土のうや止水板等により施設内への浸水や土砂流入を

防止・低減するものとする。

　　　 ２　配管の弁やマンホールを閉鎖し、危険物の流出防止とともに、タンクや配管へ

の水や土砂の混入を防止するものとする。

　　　３　禁水性物質等の水に触れると危険な物品は、高所への移動、水密性のある区画へ

保管するものとする。

　　　４　金属の溶融高熱物は、加熱をあらかじめ停止して十分温度を下げる等の措置を

講じるものとする。

　　　５　屋外にある危険物を収容した容器及びコンテナは、流出防止のため高所への移

動、ワイヤーや金具での相互の緊結等の措置を講じるものとする。

（強風対策）

第11条　飛来物により配管等が破損した場合における危険物の流出に備え配管の弁等を

閉鎖するものとする。

　　　２　屋外にある危険物を収容した容器及びコンテナは、転倒防止のため、ワイヤー

や金具での相互の緊結等の措置を講じるものとする。

　　　３　強風により塔槽類等が破損・転倒しないよう耐風性能を再確認するものとする。

 ４　飛来物により建築物等が破損しないよう、シャッター等で保護するものとする。

（停電対策）

第12条　危険物の製造や取扱いをあらかじめ停止するものとする。

　　 ２　温度や圧力等の管理を継続することが必要な物品については、自家発電設備等

により所要の電力を確保するものとする。

（危険物の流出防止対策）

第13条 施設外に危険物の流出がないよう、浸水防止用設備の閉鎖を確実に行うほか、オ

イルフェンスを適切な場所に設置するものとする。

２　危険物の流出を確認した場合は、油吸着材等により速やかに回収を行うものと

する。

（関係機関への通報）

第14条　浸水等に伴い、危険物が流出するなど周辺に危害を及ぼす事態に至る可能性が

ある場合は、速やかに消防機関等の関係機関に通報するものとし、水と接触するこ

とで激しく燃焼する物品や有害なガスを発生する物品が存する場合にあっては、

その物質の性状や保管状況等について情報提供を行うものとする。

第４章 天候回復後の点検・復旧

（再稼働前の点検）

第15条　天候回復後は、点検を行い、必要な補修を施した後で再稼働を行うものとする。

２　浸水した施設では、危険物を取扱う設備、配管及び容器類の破損等の有無を確

認し、必要に応じて作動状況や気密性、危険物への水の混入状況等について点検

するものとする。

３ 電力復旧時の通電火災や漏電の防止のため、危険物施設内の電気設備や配線の

健全性を確認するものとする。